

13 刑事告発の顛末

銀行に新しい口座を開設するとき、名義人になり代わって他人が銀行に赴いた場合、委任状は絶対に必要なはずで

す。2012年11月16日、松浦大悟議員秘書Aは、秋田銀行横手条里支店で「民主党秋田県第3総支部交付金受入口代表三井マリ子」という口座を開設しました。しかし、これに関して、私は委任状用紙を見たこともないし、署名捺印した記憶もありません。

「これは通帳詐欺ですね」

5つの口座のうち3つは、選挙前に説明を受けて、承諾しました。第4の口座である基金口座も、しぶしぶではありますが了承しました（第4話）。

しかし、政党交付金1300万円を受け取る肝心かなめの第5の口座「交付金受入口口座」に関して、松浦議員秘書Aは、私には全く知らせず、もちろん委任状もなしに、口座を開設し、カードまで作り、100万円の用途不明を疑わせる事態まで引き起こしました（前回、前々回参照）。

こうなると、銀行口座開設手続きのための文書を勝手に作ったのですから「私文書偽造・同行使」の疑いが濃厚です。さらには、銀行をも騙して通帳・カードを発行させたのですから「詐欺罪」にあたるかもしれません。重大な事態だと考えた私は、近江直人弁護士に相談して、松浦議員の秘書Aを「有印私文書偽造・同行使・詐欺」で刑事告発する決意をしました。

2013年5月22日、秋田県警横手警察署は、松浦大悟秘書Aの刑法違反行為にかかわる告発状を受理しました。でも、2013年7月は松浦大悟参議院議員の2期目をめざす選挙だったため、捜査は選挙が終わってから始めるということでした。

横手署の警部補は、「これは通帳詐欺ですね」と言いました。その姿勢にはやる気が感じられました。ところが、しばらくすると語調が変わりました。

「個人の通帳なら、有印私文書偽造・同行使・詐欺罪で、すぐいけるケースです。しかし今回は、三井代表ではあるが、三井さん個人のものだということ

までは言えないということがあります。県警本部と協議しています」

さらには、「秋田銀行側に被害者意識がないようで、被害届を出さないと言っているのです」

「三井さんは委任状を書いたのではないか」

警部補によると、秋田銀行は「委任状を提示されたが、確認して、秘書Aに返した」と供述し、秘書Aは「委任状はパソコンで作った」と証言した。そして警部補は「三井さんは委任状を書いたのではないか」と何度も尋ねるのです。

委任状は銀行が「確認して返却」するものではありません。仮に秘書Aに返却されたとしても、銀行はコピーを、秘書Aは現物を保管しているはずです。とはいえ、私自身が口頭で「委任状を書いていない」と反論しただけでは、証拠能力が低いのも明らかです。委任状がないことを示す証拠はないものか……。

刑事告発とは別に、私は2013年末、松浦議員らに対して損害賠償を求めて訴訟を起こし、秋田銀行横手条理支店に「本人確認記録書」の開示を求めました。しかし銀行は、「当方の弁護士と相談したところ、個人情報なので渡せないことになった」と開示を拒否。私名義の銀行通帳とカードが、私の承認なしに作られた疑いがあるため、名義人本人が「調べたい」と願い出たのにも関わらず、情報を出せないと言うのです。

そこで、裁判に必要不可欠の証拠として、裁判所から「送付嘱託」という手続きを取ってもらいました。すると2014年5月になって、銀行は、私名義の全口座に関する「開設申込書」「本人確認記録書」「確認の明示方法（運転免許証などID）」という3種類の文書のコピーを裁判所に出しました。

委任状はなかった

p4の2つの画像を見てください。2014年版の開設申込書では、2013年版にある「来店者■（秘書A実名）」が消されています。「交付金受入口口座」の「開設申込書」は、2013年2月に私が銀行でコピーを受け取っていたのですが、銀行はそれを失念したのか、1年後、裁判所に提出する段になって、秘書Aの名を何らかの方法で伏せてからコピーしたようです。これは、ドキュメントの明らかな改ざんです。

「来店者■（秘書A実名）」が1年後に消されたこともヘンですが、そもそも、右下「お客様」「明示方法」「明示日」には斜線が引かれて何も記載されておらず、これはもっとヘン。欄外に書いたり消したりせずに、この「お客様 2

()」に秘書Aの名を書けばいいはずなのに、そうできなかった。

もっと怪しげなのが、p 5に画像を載せた「本人確認記録書」。

黒塗り部分は、秘書Aの実名です。来店者・秘書Aの本人であることの証拠は秘書Aの運転免許証で、そのコピーが残っています。

しかしながら、秘書Aは、法人口座を開設したのですから、法人や法人代表の存在を証明する文書や、法人代表である私から取引を任されたことを証明する「委任状」を銀行に提出しなければならないはずですが、そこも改ざんの手が入っているようです。

本人特定事項の個人欄、法人欄、法人代表者欄の3つの項を見ると、個人欄の秘書A以外の2つの欄は空白です。それなのに、3つとも「コピー等添付」とされ、秘書A以外は、「コピー等添付」が二重線で消されて訂正印が押されています。その下の本人確認方法の取引者欄と代表者欄の2つの項も、取引者の秘書Aの「コピー等添付」はありますが、代表者欄の「コピー等添付」は二重線で消されて訂正印が押されています。

つまり、5項すべての左端にある「コピー等添付」が、秘書Aの2つの項だけ (チェック)が残されて、3つの項の (チェック)は消されているのです。

ということは、次のように推理できます。

開設時、法人欄には「民主党秋田県第3区総支部交付金受入口」、法人代表者名欄には「三井マリ子」が記されていた。来店した秘書Aと、代表者である三井マリ子の本人確認方法欄にも記載があった。だから、5つの項はすべて「 (チェック) コピー等添付」となっていた。

しかし、裁判所に提出する段になって、秘書A以外の3つの項の記載がなかったかのように装い(修正液で消した?)、「コピー等添付」は二重線で消して訂正印を押した。それは、本人を確認するための添付書類が、秘書Aの運転免許証だけだったからでしょう。

銀行はなぜこんな細工をする必要があったのか、その動機が私には思い当たりません。東京都内の銀行に勤める友人によると、法人口座の開設は銀行の信用にかかわる重大事。委任状は絶対に必要だし、法人やその代表の身元も審査するので、開設には数日かかるのが普通だそうです。しかし「交付金受入口口座」に関する内部資料を見る限り、秋田銀行は、松浦議員秘書Aの運転免許証だけで、政党交付金の受け皿となる口座を即座に開設したことになります。

秘書Aの運転免許証のコピーを保存しているくらいですから、もし私の委任状が提出されていたのなら、当然、原物を保管したりコピーを残したりするはずで

つまり、委任状は存在しなかったのです。

ということは、警察の事情聴取に対する、銀行と松浦議員秘書Aの「委任状はあった」との供述は偽証です。秘書Aは、法人代表である私の関知しないところで勝手に法人口座を開設し、大金を動かしたのですから、これが会社なら、社員が社長に無断で銀行口座を開設して巨額の会社のカネを動かしたのと同じ。立派な背任罪でしょう。

この書類は「ご新規 普通貯蓄・納税準備申込書(キャッシュカードお申込み)」の2013年版です。申請者は「赤坂字上後野 242-3」の「秋田県第3区総支部交付金受入口」の代表者「三井 マリ子」です。口座開設の金額は「入金 0円 業種 800000」です。右側の「お客様欄」には「来店者〇〇〇〇」と秘書Aの実名が記載されています。また、右側の「お客様欄」には「来店者〇〇〇〇」と秘書Aの実名が記載されています。

▲2013年版「交付金受入口口座開設申込書」。右下のお客様欄は斜線が引かれて欄外に「来店者〇〇〇〇」と秘書Aの実名が記載されている。

この書類は「ご新規 普通貯蓄・納税準備申込書(キャッシュカードお申込み)」の2014年版です。申請者は「赤坂字上後野 242-3」の「秋田県第3区総支部交付金受入口」の代表者「三井 マリ子」です。口座開設の金額は「入金 0円 業種 800000」です。右側の「お客様欄」には「来店者〇〇〇〇」と秘書Aの実名が記載されています。また、右側の「お客様欄」には「来店者〇〇〇〇」と秘書Aの実名が記載されています。

▲2014年版「交付金受入口口座開設申込書」。右下の欄外にあった来店者秘書Aの実名が抹消されている。黒塗りは銀行の職員名。筆者による。

本人確認記録書		受付日	24.11.16
顧客(住所・所在地)氏名・名称 〒013-0064 秋田県横手市 赤坂字上後野242-3 民主党秋田県第3区総支部交付金受入 □ 御中		店番・取引店	342 横手条里支店
		顧客番号	1001065502
取引の種類(該当に○)			
[新規契約] ・ <input checked="" type="checkbox"/> 口座開設 ・ 貸金庫 ・ 保護預り [大口現金取引] ・ 入出金 ・ 両替(外貨含む) [資金移動なども含む現金取引] ・ 振込 ・ 代金収納 ・ 小切手支払 ・ 外国送金 ・ () ・ その他() ・ 再確認			
(本人特定事項)			
個人 ※ (同等の場合の 実際に取引を 行う者を含む。)	氏名(フリガナ)	[REDACTED]	
<input checked="" type="checkbox"/> コピー等添付	住所	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
法人 ※	名称(フリガナ)	設立年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> コピー等添付	所在地(本店または 主たる事務所)	氏名(フリガナ)	生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日
代表者等 ※ (法人の場合の 実際に取引を 行う者、個人の場合の 代理人)	住所	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> コピー等添付	住所	法人・代理人取引における顧客等との関係、または同等との取引における取引者の関係	
		<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> 経理担当者 <input type="checkbox"/> 代理人(関係)	
		<input type="checkbox"/> その他()	
通称(その理由)			
(本人確認方法)			
取引者	確認書類	有効期限	27年2月7日
<input checked="" type="checkbox"/> コピー等添付	書類名称および発行機関名・記号番号等※	提示の時刻※	時 分
補足書類(書類名称等)※ <input type="checkbox"/> コピー等添付		カード等送付日・行員訪問日(どちらかに○)	確認者
代表者等	確認書類	有効期限	27年2月7日
<input checked="" type="checkbox"/> コピー等添付	書類名称および発行機関名・記号番号等※	提示の時刻※	時 分
補足書類(書類名称等)※ <input type="checkbox"/> コピー等添付		カード等送付日・行員訪問日(どちらかに○)	確認者
備考			
		(受付店) 検印 作成者印 確認者印 吉田 黒澤 黒澤 ネット受付の場合 (交付店名)	
		取引店検印	
※印の各種は、本人確認資料の原本またはコピーを添付する場合は記入省略可である。 顧客氏名・名称欄は、【顧客宛名シール作成(RQ.01740)】シール番号1枚に顧客番号入力し印字する。(手書き可も)			
(F011049) 保存7年		24.1	

▲交付金受入口口座を開設した時の「本人確認記録書」。左端にコピー等添付は5つある。その3つが二重線で削除されて訂正印が押されている。

秋田地検に書類送検

有印私文書偽造・同行使・詐欺事件は、2014年2月6日、横手署から秋田地検に書類送検されました。私は秋田地検に呼ばれ、私の経験した事実や考えを検事に伝えました。「陳述書」も提出しました。ちなみに、以下は裁判所送付嘱託によって銀行が内部文書を出す以前の文章です（一部匿名）。

陳述書

2014年4月21日

三井 マリ子

被告発人秘書Aの行為について、当方の最近の調査により新たに判明した事実を陳述いたします。

被告発人秘書Aは、2012年10月26日、秋田銀行横手条理支店において、三井マリ子の個人口座と、後援会口座を開設しております。その際に、被告発人秘書Aが銀行に提出した預金口座開設申込書には、「お客様 本人」にチェックがしていました。窓口に残ったのは紛れもない被告発人秘書Aであるにもかかわらず、三井本人が現れたことになっているのです。

改めて申し上げますが、私自身が銀行に出向いて口座開設をしたことはありません。委任状を書いたこともありません。ということは、被告発人による詐欺に当たる行為だと思います。

私は、「民主党秋田県第3総支部交付金受入口代表三井マリ子」という口座が、私の知らぬ間に被告発人秘書Aによって開設されたことを、横手警察署に告発いたしました。

その件で、横手警察署のN警部補から事情聴取された際に、N警部補から「三井さんは秘書Aに委任状を書いて渡したのではないか。銀行は委任状を見たけれど返したと言っている」と言われて、釈然としない思いでございました。私には委任状を書いた記憶はなかったものの、当時は過労死寸前の日々だったため、私の記憶違いもありうるかも、と自信喪失気味にもなりました。

しかし今回の調査で判明したのは、個人口座と後援会口座について「三井本人が来店して開設した」ことになっている、という事実です。しかも窓口に残った人物の筆跡は被告発人秘

書Aのものです。とすれば、その後で、民主党秋田県第3総支部代表三井マリ子の名で「交付金受入口口座」を開設する際には、秘書Aは三井の委任状を使わなくても口座を開設できた、と考えられます。さらに、私が秋田を去る2日前の「基金口座」新規開設の際は、事務アルバイトIが銀行に行ったのですが、委任状はおろか第3総支部規約すら持参せずとも口座を開設してきました。

その推理を確かめるべく、最近、秋田銀行横手条里支店に出向いて、私名義で開設された全口座の開設のために窓口に残った人物にかかわる「本人確認記録書」（銀行の内部文書）を要求しましたが、銀行側は「顧問弁護士と相談したところ、個人情報なので渡せない」として要求には応じませんでした。

被告発人秘書Aが、私になりすまして秋田銀行横手条里支店で保険証を提示したということは考えにくいですが、少なくとも、本人確認記録書には、代理人による委任状の提示であれば「本人」と記載することはできないはずです。そして、最初の私個人名義の口座の開設時にこのようなずさんな確認で通してしまったために、その後の第3総支部口座、受入口口座の開設も、すでに面識があるという前提でずさんな確認手続で開設を認めてしまったものと思われる。

結局、秋田銀行横手条里支店が被害届を出そうとしないのは、被告発人秘書Aの行為が詐欺に当たらないからではなく、秋田銀行横手条里支店の本人確認手続がずさんであり金融庁マニュアルに反するような不適切な行為であり、これが公になることを避けるためではないかと思われるのです。

「有印私文書偽造同行使、詐欺罪の立件は困難である。犯罪要件を構成しない」「銀行は詐欺にあったという被害届は出さないとやっている」と私はI検事やN警部補から通告されましたが、秘書Aと秋田銀行は、共謀して有印私文書偽造同行使、詐欺の罪を犯した可能性があるのではないかと考えます。

以上のことを踏まえての厳正な捜査をお願いする次第です。

以上

別紙添付資料 4点

- 1 口座開設申込書 個人
- 2 同 後援会
- 3 同 第3総支部
- 4 同 第3総支部基金

銀行と松浦事務所はツーカー関係

「陳述書」（前頁）に書いたように、個人口座と後援会口座（代表三井）は、「交付金受入口口座」より以前に開設されました。その2口座とも、私本人ではなく秘書Aが来店したのに、「本人」に○がついています。これは、秘書Aが私になりすましたことになります。奇妙なのは、秘書Aは私になりすましたにも関わらず、取引者（=私）との関係を記載する項に、「松浦大悟事務所 秘書」と記されていることです。

さらに、後援会口座の銀行側作成文書によれば、後援会設立日は秘書Aの誕生日です。後援会設立は私が秋田に来た2012年10月以降ですから、虚偽記載です。

このような不完全きわまりない杜撰な手続きによって口座が開設できたのは、銀行と大口預金者の松浦大悟事務所がツーカーの関係にあったことを物語っています。

繰り返しますが、私の委任状なしに、私の名前の銀行口座開設の手続きをすることは、「有印私文書偽造・同行使・詐欺罪」に当たると、私は今でも思っています。ただし、この詐欺罪は、銀行からの被害届がないと立件できないのだそうです。

秋田銀行は、「第5の口座」を苦労の末に見つけた私に対して、「これは借名預金にあたる」「口座の金は三井本人の金ではなくて、党のカネであると松浦事務所は言っている」「松浦事務所が通帳を管理している」と言いました。それは、松浦事務所の主張そのまんま。秋田銀行と松浦事務所は、まるで一枚岩です。

書類送検まで行ったこの事件は、結局、「嫌疑不十分」という釈然としない理由で、不起訴となりました。